

# 第2回嬉野市議会定例会

## (議案資料)

嬉野市

議案番号	議案資料名	頁
43	【新旧対照表】嬉野市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例	1
44	【新旧対照表】嬉野市税条例の一部を改正する条例	2
45	【新旧対照表】嬉野市手数料条例の一部を改正する条例	5
46	【新旧対照表】嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	7
47	【新旧対照表】嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	9
48	【新旧対照表】嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	10
49	【新旧対照表】嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例	11
50	【新旧対照表】嬉野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	13
51	新旧対照表（嬉野市まちづくり計画変更に係る）	14
55	嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任の承認について（参考資料）	17

【新旧対照表】嬉野市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

改正案	現 行
(服務の宣誓) 第2条 (略) <u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓について</u> <u>では、前項の規定にかかわらず、任命権者は、</u> <u>別段の定めをすることができる。</u>	(服務の宣誓) 第2条 (略)

【新旧対照表】嬉野市税条例の一部を改正する条例

【第1条による改正】

改正後	改正前
附 則 (読替規定)	附 則 (読替規定)
第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条又は第62条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条若しくは第62条</u> 」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで_____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで_____」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 略 2~24 略 25 法附則第62条に規定する条例で定める割合は0とする。 (軽自動車税の環境性能割の非課税)	第10条の2 略 2~24 略 (軽自動車税の環境性能割の非課税)
第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から <u>令和3年3月31日</u> までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 (個人の市民税の税率の特例等)	第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から <u>令和2年9月30日</u> までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 (個人の市民税の税率の特例等)
第23条 略 <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</u>	第23条 略
第24条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。	

【新旧対照表】嬉野市税条例の一部を改正する条例 【第2条による改正】

改正後	改正前
<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第10条の2 略</p> <p>2~24 略</p> <p>25 法附則<u>第64条</u>に規定する条例で定める割合は0とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p>	<p>第10条の2 略</p> <p>2~24 略</p> <p>25 法附則<u>第62条</u>に規定する条例で定める割合は0とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p>
<p>第24条 略</p> <p>(<u>新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例</u>)</p> <p>第25条 所得割の納税義務者が、<u>新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)</u>。次条において「<u>新型コロナウイルス感染症特例法</u>」という。) 第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</p>	<p>第24条 略</p>

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入  
金等特別税額控除の特例)

第 26 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税  
につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条  
第 4 項の規定の適用を受けた場合における附則  
第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については  
、同項中「令和 15 年度」とあるのは、「令和 1  
6 年度」とする。

【新旧対照表】嬉野市手数料条例の一部を改正する条例

改正案			現 行		
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
	手数料の種類	手数料の額		手数料の種類	手数料の額
1	住民票又は除票の写し	1件につき 300円	1	住民票の写し	1件につき 300円
2	住民票の広域交付	1枚につき 300円	2	住民票の広域交付	1枚につき 300円
3	個人番号カード再交付	1枚につき 800円	3	個人番号の通知カード再交付	1枚につき 500円
4	戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写し	1件につき 300円	4	個人番号カード再交付	1枚につき 800円
5	住民票又は除票記載事項証明	1枚につき 300円	5	戸籍の附票の写し	1件につき 300円
6	住民基本台帳の閲覧	1件につき 300円	6	住民票記載事項証明	1枚につき 300円
7	身分に関する証明	1枚につき 300円	7	住民基本台帳の閲覧	1件につき 300円
8	印鑑登録証明	1枚につき 300円	8	身分に関する証明	1枚につき 300円
9	印鑑登録証（再登録）	1枚につき 500円	9	印鑑登録証明	1枚につき 300円
10	所得証明	1件につき 300円	10	印鑑登録証（再登録）	1枚につき 500円
11	課税証明	1件につき 300円	11	所得証明	1件につき 300円
12	納税証明（住民税・固定資産税・国民健康保険税）	1件につき 300円	12	課税証明	1件につき 300円
13	納税証明（法人住民税）	1枚につき 300円	13	納税証明（住民税・固定資産税・国民健康保険税）	1件につき 300円
14	納税証明（法人固定資産税）	1枚につき 300円	14	納税証明（法人住民税）	1枚につき 300円
15	営業証明（法人）	1枚につき 300円	15	納税証明（法人固定資産税）	1枚につき 300円

<u>16</u>	土地証明（評価・公課）（1枚に5筆まで記入）	1枚につき	300円	<u>16</u>	営業証明（法人）	1枚につき	300円
<u>17</u>	家屋証明（評価・公課）（1枚に5棟まで記入）	1枚につき	300円	<u>17</u>	土地証明（評価・公課）（1枚に5筆まで記入）	1枚につき	300円
<u>18</u>	資産証明	1枚につき	300円	<u>18</u>	家屋証明（評価・公課）（1枚に5棟まで記入）	1枚につき	300円
<u>19</u>	名寄帳の写し	1枚につき	300円	<u>19</u>	資産証明	1枚につき	300円
<u>20</u>	軽自動車標識再交付弁償金	1枚につき	150円	<u>20</u>	名寄帳の写し	1枚につき	300円
<u>21</u>	認可地縁団体印鑑登録証明	1枚につき	300円	<u>21</u>	軽自動車標識再交付弁償金	1枚につき	150円
<u>22</u>	認可地縁団体に関する証明	1枚につき	300円	<u>22</u>	認可地縁団体印鑑登録証明	1枚につき	300円
<u>23</u>	その他諸証明	1件につき	300円	<u>23</u>	認可地縁団体に関する証明	1枚につき	300円
				<u>24</u>	その他諸証明	1件につき	300円

【新旧対照表】嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部を改正する条例

改正案	現 行
(保育所等との連携)	(保育所等との連携)
第6条 (略)	第6条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 市長は、 <u>次のいずれかに該当するときは、</u> <u>第1項第3号の規定を適用しないこととす</u> <u>ることができる。</u>	4 市長は、 <u>家庭的保育事業者等による第1項</u> <u>第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保</u> <u>が著しく困難であると認めるとときは、同号の</u> <u>規定を適用しないこととすることができる。</u>
(1) <u>市長が、法第24条第3項の規定に</u> <u>よる調整を行うに当たって、家庭的保育事</u> <u>業者等による保育の提供を受けていた利</u> <u>用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他</u> <u>の家庭的保育事業者等による保育の提供</u> <u>の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者</u> <u>の希望に基づき、引き続き必要な教育又は</u> <u>保育が提供されるよう必要な措置を講じ</u> <u>ているとき。</u>	
(2) <u>家庭的保育事業者等による第1項第</u> <u>3号に掲げる事項に係る連携施設の確保</u> <u>が、著しく困難であると認めるとき（前号</u> <u>に該当する場合を除く。）。</u>	
5 前項(同項第2号に該当する場合に限る。) の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。	5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(居宅訪問型保育事業)	(居宅訪問型保育事業)
第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。	第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(5) (略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育

(5) (略)

【新旧対照表】嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

改正案	現 行
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこと</u>とすることができる。</p> <p>(1) <u>市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u></p> <p>(2) <u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)。</u></p> <p>5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6~9 (略)</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、<u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこと</u>とすることができます。</p> <p>5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6~9 (略)</p>

【新旧対照表】嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

改正案	現 行
(職員)	(職員)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) (略)	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) (略)
4・5 (略)	4・5 (略)
附 則	附 則
(職員に関する経過措置)	(職員に関する経過措置)
第3条 施行日から <u>当分の間</u> 、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（修了することを予定している者を含む。）」とする。	第3条 施行日から <u>平成32年3月31日までの間</u> 、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。
2 (略)	2 (略)

【新旧対照表】嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>4 給与等 (所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限り。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>5 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨てて、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨てて、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</p>	<p>附 則</p>

6 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

7 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第5項の規定により算定される額より少ないとときは、その差額を支給する。

8 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないとときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

9 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

【新旧対照表】嬉野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

改正案	現 行
<p>(嬉野市において行う事務)</p> <p>第2条 嬉野市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p> <p>(8) <u>広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p>(9) 前各号に掲げる事務に付隨する事務</p>	<p>(嬉野市において行う事務)</p> <p>第2条 嬉野市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1) ~ (7) (略)</p> <p>(8) 前各号に掲げる事務に付隨する事務</p>

**新旧対照表**  
(嬉野市まちづくり計画変更に係る)

該当ページ	項目名	新(変更案)	旧(現行)
表紙	一	令和2年改正 嬉野市	平成26年改正 嬉野市
P3	1.はじめに (2)計画策定の方針 ③計画の期間	本計画の期間は、平成18年度から <u>令和7年度までの20ヵ年</u> とします。	本計画の期間は、平成18年度から <u>平成32年度までの15ヵ年</u> とします。
P23	1.はじめに (4)主要指標の見通し ①目標年次	主要指標の目標年次は、合併後概ね <u>20年後の令和7年</u> とします。	主要指標の目標年次は、合併後概ね <u>10年後の平成27年</u> とします。
P65	7.公共施設の適正配置と統合整備	7.公共施設等の適正配置と統合整備  文化・教育・福祉などの各種公共施設等の適正配置と統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮するとともに、適正な役割分担、財政事情などを考慮しながら、検討をすすめています。	7.公共施設の適正配置と統合整備  文化・教育・福祉などの各種公共施設の適正配置と統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮するとともに、適正な役割分担、財政事情などを考慮しながら、検討をすすめています。
P66	8.財政計画	本財政計画は、新市の <u>20年間</u> の財政運営の指針として、歳入・歳出を各項目ごとに、現況及び過去の実績や経済情勢等を勘案しながら推計し、普通会計ベースで作成したものです。  【歳入】 地方交付税の内容 普通交付税については <u>令和元年度の地方財政計画</u> に基づくとともに、普通交付税の算定の特例(合併算定替)制度が適用されることを前提として推計しています。 地方債 また、通常債として合併特例債を活用する以外の投資的事業に係る起債を見込むとともに、 <u>令和元年度地方財政計画</u> に基づく臨時財政対策債の借入を見込んでいます。	本財政計画は、新市の <u>15年間</u> の財政運営の指針として、歳入・歳出を各項目ごとに、現況及び過去の実績や経済情勢等を勘案しながら推計し、普通会計ベースで作成したものです。  【歳入】 地方交付税の内容 普通交付税については <u>平成25年度の地方財政計画</u> に基づくとともに、普通交付税の算定の特例(合併算定替)制度が適用されることを前提として推計しています。 地方債 また、通常債として合併特例債を活用する以外の投資的事業に係る起債を見込むとともに、 <u>平成25年度地方財政計画</u> に基づく臨時財政対策債の借入を見込んでいます。
P68	8.財政計画	別紙のとおり	別紙のとおり
裏表紙	一	改 正 日 令和2年 月	改 正 日 平成26年6月

**新旧対照表**  
(嬉野市まちづくり計画変更に係る)

該当ページ	項目名	旧(現行)											財政計画						
P 68	8.財政計画	【歳入】 ← 決算額 → 財政計画											→ (単位:百万円)						
		区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度		
		地方税	2,559	2,656	2,626	2,536	2,416	2,551	2,518	2,519	2,514	2,509	2,504	2,499	2,494	2,489	2,484		
		地方譲与税	350	152	145	128	123	122	114	114	114	114	114	114	114	114	114		
		地方交付税	3,925	3,977	4,291	4,408	4,745	4,850	4,734	4,758	4,823	4,888	4,907	4,776	4,668	4,558	4,446		
		普通交付税	3,363	3,504	3,805	3,919	4,232	4,325	4,241	4,308	4,373	4,438	4,457	4,326	4,218	4,108	3,996		
		特別交付税	562	473	486	489	513	525	493	450	450	450	450	450	450	450	450		
		各種交付金	379	359	336	324	333	307	282	253	253	253	253	253	253	253	253		
		分担金・負担金	234	241	248	248	249	254	258	198	281	278	278	274	272	272	272		
		使用料・手数料	124	123	119	272	285	272	269	271	273	273	273	273	273	273	273		
		国庫支出金	1,112	1,543	1,253	2,336	1,559	1,613	1,867	3,191	2,065	2,076	2,102	2,052	1,674	2,412	1,813		
		国有提供施設交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		県支出金	912	978	847	1,064	1,193	1,172	1,210	1,067	958	938	935	933	937	936	937		
		財産収入	12	123	24	17	88	80	16	15	15	15	15	15	15	15	15		
		寄付金	0	0	7	4	3	4	2	1	0	0	0	0	0	0	0		
		繰入金	218	394	238	194	98	349	329	1,114	53	10	282	212	296	432	259		
		繰越金	275	435	505	452	600	540	635	624	276	0	0	0	0	0	0		
		諸収入	350	487	331	342	283	365	378	443	403	425	432	514	420	410	397		
		地方債	937	758	563	894	985	960	1,951	2,966	1,262	1,333	1,282	1,203	772	1,660	953		
		歳入合計	11,387	12,226	11,533	13,219	12,960	13,439	14,563	17,534	13,290	13,112	13,377	13,118	12,188	13,824	12,216		
		【歳出】 ← 決算額 → 財政計画											→ (単位:百万円)						
		区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度 (見込み)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度		
		人件費	2,022	2,086	1,930	1,902	1,835	2,012	1,984	1,996	1,957	1,917	1,879	1,841	1,805	1,768	1,733		
		物件費	1,048	1,116	1,152	1,546	1,625	1,529	1,361	1,412	1,377	1,343	1,309	1,276	1,244	1,213	1,183		
		維持補修費	13	9	7	8	6	11	15	39	20	20	20	20	20	20	20		
		扶助費	1,886	1,987	2,005	2,142	2,559	2,692	2,837	2,858	2,872	2,887	2,901	2,916	2,930	2,945	2,960		
		補助費等	1,429	1,481	1,382	2,032	1,430	1,497	1,431	1,512	1,527	1,542	1,558	1,574	1,589	1,605	1,621		
		公債費	1,255	1,388	1,389	1,517	1,230	1,235	1,196	1,213	1,297	1,353	1,484	1,483	1,433	1,381	1,368		
		積立金	356	356	439	323	1,014	618	1,060	1,139	20	20	20	20	20	20	20		
		投資及び出資金・貸付金	172	171	183	177	244	320	230	229	229	229	229	229	229	229	229		
		繰出金	1,286	1,303	1,395	1,529	1,532	1,521	1,644	1,742	1,891	1,767	1,835	1,891	1,938	1,911	1,948		
		投資的経費	1,485	1,824	1,199	1,443	945	1,369	2,181	5,119	2,100	2,034	2,142	1,868	980	2,732	1,134		
		歳出合計	10,952	11,721	11,081	12,619	12,420	12,804	13,939	17,259	13,290	13,112	13,377	13,118	12,188	13,824	12,216		



(議案第55号 参考資料)

1 氏名 平野 初巳 (昭和29年7月14日生)

2 住所 嬉野市塩田町大字久間丙3983番地 (堤ノ上)

3 経歴

昭和48年	3月	佐賀県立塩田工業高等学校卒業
昭和48年	4月	黒木建設株式会社入社
昭和52年		〃 退職
昭和54年	4月	清水建設株式会社入社
平成26年	3月	〃 退職
平成28年	1月	〃 再雇用退職
平成28年	2月	農業に従事

(現在に至る)